

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件 1)	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 7 年
	285 786 281 958	307 488 304 396	235 588 232 354	210 552 205 798	304 377 297 148	301 133 293 707
別表第一審判事件総数	285 786	307 488	235 588	210 552	304 377	301 133
後見開始の審判及びその取消し(別-1等) 5)	148	294	508	611	937	2 008
保佐開始の審判・取消しなど(別-17等) 5)	433	738	445	462	526	691
補助開始の審判・取消しなど(別-36等) 6)
後見人等選任(別-3等) 5)	15 775	24 438	11 103	5 720	5 548	5 518
離縁後の未成年後見人の選任(別-70) 5) 7)	28	24	33	9
後見人等選任(別-4等) 5)	123	261	184	163	159	143
後見人等の解任(別-5等) 5) 8)	59	111	56	36	57	53
後見人の財産目録の作成の期間の伸長(別-9等) 9)	4	1	-	2	6	5
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し(別-10等) 6)
居住用不動産の処分についての許可(別-11等) 6)
特別代理人の選任(利益相反行為)(別-12等) 10)	5 931	25 060	16 101	10 523	16 105	14 362
郵便物等の配達の囑託など(別-12の2) 10)
後見人等に対する報酬の付与(別-13等) 5)	1	5	8	11	37	80
後見人等監督処分(別-14等) 5) 11)	3	8	602	482	423	1 249
第三者が子等に与えた財産の管理者選任等(別-15等) 12)	82	56	118	3	-	1
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長(別-16等) 10)	9	1	1	1	-	-
成年被後見人死亡後の事務(別-16の2) 10)
臨時保佐人の選任(利益相反行為)(別-25等) 5)	2	10	15	6	9	21
不在者の財産の管理に関する処分(別-55) 17)	74	312	1 174	2 617	3 879	5 950
失踪の宣告及びその取消し(別-56等) 12)	1 433	1 792	2 890	3 013	2 280	2 447
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別-58) 12)
特別代理人の選任(嫡出否認)(別-59) 12)	1 081	196	10	19	5	3
子の氏の変更についての許可(別-60) 12)	40 887	44 501	40 779	69 907	137 132	132 798
養子をするについての許可(別-61) 12)	44 699	28 530	16 157	6 772	3 244	1 603
離縁をするについての許可(別-62) 12)	1 814	1 629	1 616	1 442	1 618	2 317
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別-63等) 13)	558
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びその取消し(別-67等) 14)	258	395	136	102	74	66
親権・管理権の辞任・回復(別-69) 14)	378	1 452	141	49	43	19
扶養義務の設定及びその取消し(別-84等) 15)
推定相続人の廃除及びその取消し(別-86等) 16)
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分(別-88) 16)	35	-	2	2	7	4
相続の承認又は放棄の期間の伸長(別-89) 17)	2 405	3 846	1 839	828	835	1 569
相続財産の保存又は管理に関する処分(別-90) 17)	13	18	32	20	163	139
相続の限定承認又は放棄の取消し(別-91) 17)	48	67	34	19
相続の限定承認の申述受理(別-92) 17)	181	587	353	237	451	658
鑑定人の選任(別-93等) 17)	5	13	26	18	39	37
相続の放棄の申述の受理(別-95) 17)	148 192	142 289	110 242	48 981	46 227	62 603
相続財産の分離に関する処分(別-96) 17)	569	-	5	-	7	1
相続財産管理に関する処分(財産分離)(別-97) 17)	18	14	44	-	1	2
相続財産管理人選任等(相続人不明) (別-99) 17)	56	320	910	1 822	2 567	4 696
特別縁故者への相続財産の分与(別-101) 7)	189	358	369	515
遺言の確認(別-102) 17)	147	141	133	95	110	110
遺言書の検認(別-103) 17)	367	640	971	1 870	3 301	8 065
遺言執行者の選任(別-104) 17)	133	225	397	767	887	1 235
遺言執行者に対する報酬の付与(別-105) 17)	-	4	8	18	45	85
遺言執行者の解任及び辞任(別-106等) 17)	11	10	25	43	50	86
遺言の取消し(別-108) 17)	1	-	4	2	-	-
遺留分の放棄についての許可(別-110) 6)	364	433	759	1 035	1 271	1 554
任意後見契約に関する法律関係(別-111等) 6)
戸籍法による氏の変更についての許可(別-122) 29)	1 797	1 035	1 057	924	3 889	7 422
戸籍法による名の変更についての許可(別-122) 29)	9 276	10 492	12 143	10 410	9 362	8 162
就籍についての許可(別-123) 29)	623	7 456	1 005	415	272	195
戸籍の訂正についての許可(別-124) 29)	4 454	6 224	4 550	2 959	2 081	1 432
戸籍事件についての処分に対する不服(別-125) 29)	6	3	2	13	9	9
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件(別-126) 18)
児童福祉法28条1項の事件(別-127) 19)	...	6	9	22	12	36
児童福祉法28条2項の事件(別-128) 20)
引き続いての一時保護の承認(別-128の2) 46)
児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認(別-128の3) 48)
生活保護法30条3項の事件(別-129) 21)	...	-	6	1	-	-
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別-130) 21) 22)	...	297	5 429	32 897	53 012	25 154
破産法61条の事件(別-131等) 23)	...	-	-	-	-	-
破産法238条の事件(別-133) 24)
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項の事件(別-134) 25)
子の懲戒に関する許可その他の処分(家審法甲9) 26)	17	1	-	-	-	-
禁治産者の入院等についての許可(家審法旧甲19) 27)	1	1	4	23	32	18
相続財産の管理者の選任(家審法甲28) 28)	93
戸籍届出の委託確認(家審法甲) 29)	...	474	90	5	-	-

1) 昭和24年から平成24年の数値及び平成25年以降の家審法適用事件の数値は、家審法に対応する家事法上の分類及び事件名に計上している。ただし、事件名末尾に「(家審法～)」とあるものを除く(本表以降の表の数値についても同様である。)

2) 「別表第一審判事件」のうち、その他77件、「別表第二審判事件」のうち、その他7件、「別表第二調停事件」のうち、その他の乙類事件306件を計上している。

3) 「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。

4) 「別表第一審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件、「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。

5) 平成12年4月以降の事件名であり、平成12年については、4月以降の数値に対応する事件名の3月までの数値を合計したものを計上している。

6) 平成12年4月から計上している。

7) 昭和37年「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年7月から計上している。

8) 昭和30～37年6月は、職権に基づくものを計上していない。

9) 平成19年までは「後見人の財産目録の調製期間の伸長」と称していた。

10) 平成28年10月から計上している。

新受件数—全家庭裁判所

17	25	26	27	28	29	30	令和元年	2
548 834	734 227	730 608	784 088	835 713	863 884	883 000	907 798	926 829
536 004	714 196	710 562	764 361	816 216	844 667	863 915	888 613	906 454
17 185	28 208	27 687	27 708	26 971	27 918	28 107	26 571	26 444
4 421	10 531	11 288	11 904	12 373	13 361	14 442	15 513	17 270
2 548	3 806	3 998	4 003	3 943	4 098	4 458	5 661	7 425
4 061	10 846	14 932	19 970	16 046	12 278	10 370	9 618	9 208
9	11	10	19	7	7	5	3	5
709	3 714	6 342	10 920	11 935	9 135	7 264	6 456	5 907
294	971	1 095	876	658	571	496	468	406
60	246	249	270	275	187	188	183	136
275	3 729	7 031	11 057	10 322	7 391	5 824	4 463	4 231
1 747	6 589	6 700	7 169	7 511	7 759	7 859	8 449	8 238
12 078	11 039	10 617	9 534	9 163	9 181	9 322	9 017	8 978
…	…	…	…	333	1 439	1 535	1 446	1 587
5 260	58 918	76 420	101 088	123 599	137 722	146 984	157 018	165 818
32 004	81 995	93 657	109 253	141 222	153 253	162 085	166 927	169 321
1	3	-	2	-	8	-	1	-
12	46	62	58	63	63	50	56	50
…	…	…	…	351	1 857	2 197	2 513	2 815
97	167	174	129	124	127	162	112	108
9 630	8 194	8 604	7 841	8 138	8 096	7 863	7 405	7 623
2 488	2 798	2 519	2 596	2 323	2 465	2 315	2 108	2 115
…	1	-	-	-	-	-	-	-
-	8	5	2	-	1	-	-	-
188 995	173 624	165 898	169 346	161 460	158 273	153 834	152 631	146 747
1 558	1 061	1 080	1 051	1 075	907	941	1 004	790
2 758	2 455	2 365	2 393	2 184	2 270	2 220	2 366	2 191
382	596	625	621	661	720	783	816	851
139	315	274	267	316	373	399	374	390
25	32	17	15	35	12	37	29	30
…	1 171	348	101	82	50	54	48	35
…	227	239	199	209	228	198	197	198
8	1	2	2	1	1	2	2	1
4 095	6 839	7 028	7 399	7 210	7 180	7 511	7 589	8 848
88	161	247	342	451	499	568	642	715
79	106	126	86	68	78	92	64	73
995	830	770	759	753	722	709	657	675
86	68	82	77	66	55	76	92	81
149 375	172 935	182 082	189 296	197 656	205 909	215 320	225 415	234 732
5	3	4	2	3	2	2	1	-
10	2	2	2	2	1	-	-	-
10 736	17 869	18 448	18 618	19 810	21 130	21 121	21 752	23 617
822	1 097	1 136	1 043	1 069	1 096	1 196	1 041	1 113
89	136	146	144	116	127	123	144	135
12 347	16 708	16 843	16 888	17 205	17 394	17 487	18 625	18 277
1 702	2 509	2 527	2 530	2 539	2 560	2 384	2 531	2 427
140	418	449	425	485	540	527	517	540
107	131	184	188	155	174	167	144	160
5	3	5	6	7	4	6	8	3
1 052	1 154	1 181	1 176	1 180	1 015	950	911	778
551	2 547	2 865	3 428	3 895	4 333	4 511	4 617	4 745
14 338	14 869	14 219	14 002	13 316	13 232	12 341	12 669	11 674
8 301	7 054	6 720	7 062	6 341	6 294	5 986	6 524	6 082
153	209	156	160	143	181	147	140	169
1 200	908	936	887	837	855	782	804	645
27	41	17	20	19	14	12	12	12
243	786	831	877	902	924	860	953	684
184	276	279	254	269	288	372	493	481
43	130	143	150	160	133	162	103	146
…	…	…	…	…	…	346	539	489
…	…	…	…	…	…	…	…	78
-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 485	55 086	10 872	107	128	128	127	96	85
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	8	10	16	21	15	18	17	18
…	11	16	23	30	33	18	58	54
1	…	…	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…
-	…	…	…	…	…	…	…	…

- 11) 昭和30～37年6月は、職権に基づくものを計上していない。昭和32年までは「後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和33～38年は「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和39～平成11年は「後見監督処分」と称していた。
- 12) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2)」に計上している。
- 13) 昭和62年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、昭和63年1月から計上している。
- 14) 平成24年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、同年4月から「親権停止の審判及びその取消し」を計上している。また、平成23年までは「親権・管理権の喪失の宣告・取消し」と称していた。
- 15) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「扶養に関する処分(別29等)」に計上している。
- 16) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9)」に計上している。
- 17) 昭和37年6月までは「相続の限定承認の申述受理(別192)」又は「相続の放棄の申述の受理(別195)」に計上しているが、同年7月以降は本欄に計上している。
- 18) 平成16年7月から計上している。

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件 1)	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 7 年
別表第二審判事件	1 838	3 092	3 234	4 754	7 229	7 426
夫婦の同居・協力扶助(別二1)	44	104	107	88	31	28
婚姻費用の分担(別二2)	-	6	172	285	435	782
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	44	16	34	267	874	1 319
財産の分与に関する処分(別二4)	79	57	58	122	182	289
祭祀の承継者の指定(別二5等)	11	12	12	32	52	68
離縁後の親権者の指定(別二7)	7)	...	2	-	2	6
親権者の指定又は変更(別二8)	731	1 828	1 698	2 124	2 991	1 980
扶養に関する処分(別二9等)	476	358	364	892	1 339	664
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	31)	251	475	681	834	1 035
寄与分を定める処分(別二14)	32)	168	590
特別の寄与に関する処分(別二15)	47)
請求すべき按分割合に関する処分(別二16)	33)
生活保護法77条2項の事件(別二17)	21)	...	1	-	-	-
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2)	34)	2	-	1	-	-
推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9)	35)	200	228	104	109	120
破産法61条の事件(家審法乙)	36) 37)	...	-	-	-	-
その他	...	1 990
調停事件総数	39 229	43 109	52 528	74 083	85 035	96 099
別表第二調停事件	8 160	8 450	11 160	17 097	26 434	32 205
夫婦の同居・協力扶助(別二1)	2 166	1 990	1 252	536	207	164
婚姻費用の分担(別二2)	114	23	836	1 339	1 739	3 274
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	510	53	242	2 016	7 855	10 300
財産の分与に関する処分(別二4)	1 946	482	270	504	804	1 080
祭祀の承継者の指定(別二5等)	12	14	21	35	73	123
離縁後の親権者の指定(別二7)	7)	...	3	-	2	-
親権者の指定又は変更(別二8)	314	1 188	2 698	5 196	8 457	7 388
扶養に関する処分(別二9等)	1 970	2 026	2 290	2 982	1 905	1 014
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	853	2 186	3 439	4 395	5 141	8 165
寄与分を定める処分(別二14)	32)	154	605
特別の寄与に関する処分(別二15)	47)
請求すべき按分割合に関する処分(別二16)	33)
生活保護法77条2項の事件(別二17)	38)	...	1	-	-	-
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2)	39)	108	4	7	8	-
推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9)	39)	152	177	102	86	97
破産法61条の事件(家審法乙)	39) 40)	...	-	-	-	-
家事審判法附則に掲げる事項	15
別表第二以外の調停事件	31 069	34 659	41 368	56 986	58 601	63 894
婚姻中の夫婦間の事件(41)	11 818	13 961	22 735	39 578	43 853	47 721
婚姻外男女間の事件(42)	4 902	5 379	3 719	2 614	1 438	1 189
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料(43)	1 991	2 092	1 587	2 005
親族間の紛争(44)	4 042	3 446	2 577	3 035
合意に相当する審判事項(45)	2 515	3 966	4 811	5 311	4 373	4 234
離婚(線)	1 348	1 303	1 075	1 230	1 381	1 145
その他	10 486	10 050	2 995	2 715	3 392	4 565

19) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの児童福祉法28条の事件は本欄に計上している。
 20) 平成17年4月から計上している。
 21) 昭和25年5月から法律施行により計上しているが、昭和25年は「その他の事件」に計上している。
 22) 平成26年3月までは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件を計上していた。同法は、昭和63年7月から「精神衛生法」が「精神保健法」と、さらに、平成7年7月1日から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改題名された。
 23) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの破産法68条及び345条の事件は本欄に計上している。
 24) 平成17年1月から計上している。
 25) 平成21年3月から計上している。
 26) 平成24年以降は計上していない。
 27) 平成13年以降は計上していない。
 28) 全て職権に基づくものであり、昭和30年以降は計上していない。
 29) 昭和27年までは「その他の事件」に計上している。平成25年以降は計上していない。
 30) 平成25年以降の「扶養義務の設定及びその取消し」は「扶養義務の設定及びその取消し(別一84等)」に計上している。
 31) 平成25年から「遺産分割禁止の審判の取消し及びその変更」を計上している。また、平成24年までは「遺産の分割に関する処分」と称していた。
 32) 昭和55年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の施行により、昭和56年1月から計上している。
 33) 平成19年4月から計上している。
 34) 平成25年から「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別一58)」に計上している。
 35) 平成25年から「推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等)」に計上している。ただし、家審法適用事件は本欄に計上している。
 36) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。
 37) 平成25年から「破産法61条の事件(別一131等)」に計上している。
 38) 昭和25年5月から法律の施行により計上しているが、昭和25、26年は「その他」に計上している。
 39) 平成25年以降は計上していない。ただし、家審法適用事件を除く。
 40) 昭和26年までは「その他」に計上している。平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。
 41) 昭和37年までは「離婚」と称していた。
 42) 昭和27年までは「婚姻不調に基づく慰謝料」と、昭和28～36年は「婚姻不調(内縁)に関するもの」と称していた(いずれも婚姻外の男女関係の紛争及びその解消に基づく慰謝料の双方の事件を計上している。)

新受件数—全家庭裁判所（続き）

17	25	26	27	28	29	30	令和元年	2
12 830	20 031	20 046	19 727	19 497	19 217	19 085	19 185	20 375
36	64	54	43	51	52	41	37	34
1 687	3 421	3 476	3 515	3 343	3 207	3 138	3 074	3 580
4 158	8 675	9 042	9 216	9 346	9 228	9 483	9 527	10 394
338	387	400	397	399	381	385	390	391
117	110	122	90	94	92	89	80	81
4	3	5	2	1	5	3	1	2
2 599	2 169	2 041	1 971	1 903	1 856	1 597	1 631	1 629
1 199	228	168	156	151	141	149	140	148
1 869	2 317	2 156	2 012	1 895	1 973	1 967	2 041	1 857
656	668	671	528	471	478	490	484	441
...	21
...	1 984	1 911	1 797	1 843	1 804	1 743	1 779	1 797
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-
167	5	-	-	-	-	-
-
...
129 876	139 593	137 207	140 822	140 640	139 274	135 784	136 359	130 937
53 438	74 870	75 972	78 909	80 213	81 600	80 453	81 795	79 652
163	166	110	102	123	111	80	75	62
8 797	17 832	18 570	20 276	21 383	21 761	21 659	22 619	22 648
21 570	32 208	32 565	34 250	34 811	35 216	34 866	35 251	34 481
1 177	1 605	1 632	1 701	1 666	1 761	1 725	1 809	1 747
157	186	187	195	160	170	171	178	172
5	8	4	-	1	-	-	-	1
9 755	7 306	7 194	6 782	6 710	6 145	5 908	5 930	5 521
758	612	549	559	550	527	497	491	448
10 130	12 878	13 101	12 980	12 766	14 044	13 739	13 801	12 760
797	750	745	691	692	647	705	574	524
...	4	298
...	1 311	1 313	1 373	1 351	1 217	1 103	1 063	987
-	-	1	-	-	1	-	-	3
5	-	-	-	-	-	-
124	8	1	-	-	-	-
-
...
76 438	64 723	61 235	61 913	60 427	57 674	55 331	54 564	51 285
57 818	50 581	47 685	48 764	47 717	45 777	44 045	43 492	41 037
929	398	318	313	227	250	201	175	142
2 923	784	706	656	613	588	466	437	396
3 272	2 527	2 385	2 429	2 234	2 082	2 011	2 067	1 722
4 914	4 146	4 029	3 828	3 763	3 457	3 447	3 280	3 076
1 282	1 208	1 245	1 170	1 245	1 122	1 071	1 127	1 090
5 300	5 079	4 867	4 753	4 628	4 398	4 090	3 986	3 822

- 43) 離婚に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「その他」に計上し、婚姻外の男女関係解消に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「婚姻外の男女間の事件」に計上している。
- 44) 昭和36年までは「その他」に計上している。
- 45) 平成24年までは「家審法23条に掲げる事項」と称していた。
- 46) 平成30年4月から計上している。
- 47) 令和元年7月から計上している。
- 48) 令和2年4月から計上している。